

# エイワ税理士法人 事務所ニュース

## エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-23-1881  
FAX : 0267-23-4466

ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

## 株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7  
TEL : 0267-46-8750  
FAX : 0267-23-4466

東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F  
TEL : 03-6273-3672  
FAX : 03-6273-3673

長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555  
クレスビル 302  
TEL : 026-219-3840  
FAX : 026-219-3841



佐久市 樫山工業(株)イルミネーション

12月

No.191

- I. 所長より リーマンショックから11年..... P 1
- II. 身分証の旧姓の併記について..... P 3
- III. 台風による被災への支援策..... P 4
- IV. 保証契約のルールが改正されます..... P 5
- V. 身元保証書の確認をしましょう..... P 7
- VI. 働き方改革など、ポイントチェックを..... P 8
- VII. 会社の将来を考えるー承継・廃業 判断のポイントー..... P 9
- 事務所カレンダー..... P 13



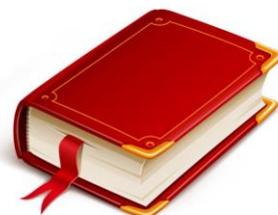
リーマンショックから 11 年。ささやかれる金融危機の再来。

2020 年は東京オリンピックも控え、良い年になってほしいのですが、国際経済や金融の記事を読めば読むほど悲観的になってきます。そのうち、私が納得する内容をいくつか簡記して今年の最後の記事とさせていただきます。

## 1. ドイツ銀行の憂鬱

リーマンショック以降の世界金融について一冊にまとめた意欲作、稚奈さとみ氏の「巨大銀行のカルテ」の第 1 章のタイトルです。世界 59 ヶ国に約 2000 支店、従業員 9 万人を有しているドイツ銀行については、私も別資料で事務所ニュースの 6 月号に詳しく書きました。しかし、この本では、病巣はそれ以外にもあり次のようなことが指摘されています。

- ① ロシアを舞台としたマネーロンダリング事件(6.3 億ドルの制裁金)、次に記載する LIBOR の不正事件(25 億ドルの制裁金)、住宅ローン問題で 149 億ドルの制裁金を米司法当局から要求(2016 年半額で決着)など枚挙に尽きず、今新たに大掛かりな事件への関与が表面化。
- ② 2018 年 11 月、パナマ文書で明らかになったデンマーク最大手のダンスケ銀行をめぐる 2,340 億ドルのマネーロンダリング事件で、ドイツ銀行 5 ヶ所に警察の捜査が入り、約半分の資金洗浄に関与したとして巨額の制裁金がこれから課されるとのこと。
- ③ COCO 債という発行元のドイツ銀行の自己資本比率が一定以下になった場合、普通株式に強制的に転換されるか、元本の一部がカットされる劣後債を大量に発行。高い金利のため結構売れたが、これが 2016 年あたりから“本当にデフォルトするのでは？”との憶測で、金利が 10%以上になっても売れなくなってきた。大変な時限爆弾を抱えているのでは…と話題に。



## 2. 誰も知らない金融危機 LIBOR 消滅

日本経済新聞が今年 3 月に発刊した本のタイトルです。LIBOR (ライボー) とはロンドン銀行間金利ともいわれ、国際的な融資や債券の唯一の金利の指標でした。しかしリーマンショック以降、各国、特にドルは大量に刷られ続けたので銀行間金融自体が減り、実際の銀行間の金融取引による金利提示が困難な中、欧州の金融危機がリーマンショックにより発生、相当高い金利でないと資金調達できなくなり、その高金利を公表することは自行の信用力の低下を露呈することになってしまうという自己矛盾に陥り、偽の金利公表がされるようになりました。

さらには、金融商品を高く売るために LIBOR を操作するという詐欺的事件がいくつも発覚し、ついには 2021 年末で提示を廃止すると米連邦準備理事会 = FRB のパウエル議長が 2014 年 9 月 4 日に発言。その期日が迫ってきたわけです。これにより“2021 年末以降に金融危機が起きるのでは”というのが、本の内容です。

本来、この 7 年間で LIBOR に代わる国際金利指標を作ろうとして、結局、今の時点で出来ていないわけです。日本の金融庁でも、今年 11 月 7 日に「LIBOR 公表停止の課題と対応について」を HP で遅まきながら発表していますが、その中で、LIBOR の恒久的な公表停止

の影響として、「LIBOR 金融商品は約 220 兆円、円 LOBOR の契約金額は約 3,140 兆円であり、…金融機関において、例えば、貸出・債権の支払(あるいは受取)金利や、デリバティブ取引における金銭の支払い額の算出ができないおそれ」と明言しています。

### 3. 吉田繁治氏の有料メルマガより

- ① 世界の金融バブル … リーマンショック以降の米国・欧州・中国・日本がジャブジャブ増発した額は 20 兆ドル(2100 兆円)。資金が増加したので金利はゼロ金利へ。
- ② 米国の株価維持対策…米国では低金利を背景に社債を大量発行。この社債で得た資金で自己株を買い取って株価を維持。例えば 30%自己株を買い取ったとすれば 30%株価が上昇してもいいわけだがそうはなっていない。また法人税がトランプ減税で半分になったがその分株価が上昇してもいいわけだ。つまり、この二つのことがなければ株価維持はできなかった、という経営状況。現在の米国の株価時価総額 3,000 兆円のうち、少なくとも 1,200 兆円はこの自社株買い 4 兆ドル(432 兆円)によるもの。
- ③ ゼロ金利を背景に、危ない会社の社債でも金利が付くならと大量の社債が発行された。米国投資銀行は多くの社債を買い集めて、何が入っているかわからない「ごった煮の社債」を作り、信用の高い順に 3 層に切り分けて金利がマイナスの世界に売る。
- ④ IMF は最近リーマン以降に全世界で企業の発行した世界 GDP と同額の 80 兆ドル(8,400 兆円)の社債のうち 24%に当たる 10 兆ドルが不良債権予備軍と公表。
- ⑤ これが日本の農林中金が 8 兆円、三菱 UFJ が 2 兆円買っている CLO(ローン担保債権)の中味です。農林中金はリーマン時に同じ仕組みのサブプライムローンで倒産までささやかれたのに、懲りないところです。さすがに信濃毎日新聞でも先日記事として取り上げられました。



### 4. 私の感想

リーマンショックでは返済不能な人の偽造の所得証明で住宅ローンを大量に貸付し、これをサブプライムローンとして格付け会社が優良の格付けをして全世界にばらまきました。

今これと同じことが住宅ローンではなく企業の社債で組成された、いわゆる仕組債として米国投資銀行やドイツ銀行などが大量に機関投資家に買わせています。農林中金だけでなく、郵貯銀行や地銀も買っていると言われていています。その全世界発行金額はリーマンショック時のサブプライムの 4 倍を超えていると言われていています。しかもその契約書の基準金利である LIBOR が信用できないものであり、かつ、あと 2 年でなくなってしまう。

「ボロボロ」と決算発表でソフトバンクの孫さんが発言しましたが、仕組債に入っているソフトバンクの社債は格付け BB+で、もはや投資対象ではありません。

来年の日本の上場会社の利益は平均 3~4 割が減益となると言われており、たぶんこれを反映して株価は確実に下がります。また米国株の好調に支えられてきたのですが、そのまやかしは吉田繁治氏の指摘の通りです。

我々の経営努力とは全く無縁なところからの、マネーゲームによる金融危機での経済危機が起きないことを祈りつつ、そんな厳しい状況も想定し新年に臨んだほうが良いとも思っています。





## Ⅱ. 身分証の旧姓の併記について

結婚等の理由により姓が変わった場合において、12月1日より運転免許証に旧姓を併記出来るようになりました。11月からマイナンバーカードや住民票でも旧姓併記が実施されており、姓が変わった場合の確認や届出について確認が容易になりました。



夫婦別姓の希望や姓を変更された方の被る不自由から、求められていた旧姓併記ですが各機関によって対応が異なる様子です。

今回は、旧姓併記の各機関の対応について確認出来た部分をお知らせさせていただきます。

まず個人の場合の各対応は、以下の通りとなります。

	書類等	申請対応	旧姓併記が可能かどうか
個人	運転免許証	必要	可能
	マイナンバーカード	必要	可能
	パスポート	必要	可能
	住民票	必要	可能
	印鑑証明書	不要	旧姓のままで使用可能 (ただし市町村によっては変更が必要)
	健康保険証	必要	可能 (ただし市区町村によって対応が異なり、 不可能な所も)
	銀行預金	必要	旧姓のままで使用可能 (ただし金融機関に相談し対応が必要)
	所得税(確定申告)	不要	旧姓のままで申告可能

法人の代表者の姓が変わった場合には下記の通りとなります。こちらも対応は必要ですが、旧姓併記が可能な様子です。

	書類等	申請対応	旧姓併記が可能かどうか
法人	法人登記	必要	可能
	法人の印鑑証明書	必要	可能
	法人税(確定申告)	不要	代表者が旧姓のままで申告可能

税務申告については、基本的に旧姓のままで申告が可能です。ただし、こちらはマイナンバーカードや免許証を旧姓併記している場合にのみ申告が可能となり、マイナンバーカード等で旧姓が確認出来ない場合には、税務署等に異動届出書を提出し、姓が変わった事を通知して新たな姓の方で申告を行う必要があります。そのため、可能であればマイナンバーカードは旧姓併記した方が良くもありません(税務署側で旧姓が確認出来る状態であれば旧姓



のままで申告が可能だそうです)。

各種身分証の旧姓併記が可能となり、様々に便利となりました。しかし基本的に姓が変わった時に旧姓表記を行う為には、諸々の手続きが必要ですので注意してください。

(副所長 佐藤英介)



### Ⅲ. 台風による被災への支援策

本年 10 月に発生した台風 19 号により、全国各地で甚大な被害が発生しています。当事務所の所在する長野県内でも甚大な被害が発生し、被災された関与先様もいらっしやいます。

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風被害に伴い、政府や県において各種支援策を講じていますので、本記事にて情報提供させていただきます。

#### 1. 復旧費用などの補助制度について

##### ① 中小企業等グループ補助金

中小企業等がグループを形成して復興事業計画を策定し、県の認定を受けた場合に、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の一部について補助が受けられます。

※公募開始時期は現在調整中です。

##### ② 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

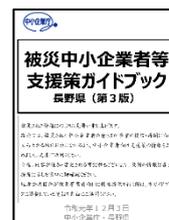
小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成した場合に、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用について補助が受けられます。

##### ③ 商店街災害復旧等事業

被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部について補助が受けられます。また、商店街によるにぎわい創出事業（イベント実施等）について定額（上限 100 万円）の補助が受けられます。

##### ④ 中小企業組合共同施設等災害復旧事業

事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する経費について補助が受けられます。



#### 2. 資金繰りや借入金返済への支援制度について

##### ① 令和元年台風第 19 号特別貸付

台風 19 号により被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化及び事業の復旧等の支援のために、日本政策金融公庫の特別貸付が実施されます。直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者も貸付を受けられます。

##### ② 信用保証制度（セーフティネット保証 4 号・災害関係保証）

自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者又は倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

### 3. 従業員の休業や離職に関する手当について

#### ①雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置

事業所が災害で休業したことにより、賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置が実施されています。

#### ②雇用調整助成金の特例措置

被災により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練、出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

### 4. 税金の申告・納付期限の延長等への対応について

#### ①国税に関する申告・納付等の期限の延長

国税庁では、被災した指定地域に納税地がある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しています。

#### ②所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で雑損控除または災害減免法による軽減免除のいずれか有利な方法を選ぶことによって、納付する所得税の全部または一部を軽減、源泉徴収された所得税の還付を受けとることができる場合があります。

#### ③納税の猶予

災害により財産に損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

※頁数の都合上、1部だけの記載となりますが、その他の支援策についても中小企業庁において被災中小企業向け支援策ガイドブックが作成され、都県ごとに情報がまとめられています。各種支援策の公募時期や補助額等の詳細もまとめられていますので、是非、ご確認、ご活用頂ければと思います。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/2019saigai/index.html>

(4課)



## IV. 保証契約のルールが改正されます

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」により、2020年4月1日より、保証契約のルールが変更になります。

### 1. 保証契約とは

借金の返済、売買や賠償における代金の支払などの債務を負う者（主債務者）がその支払をしない場合に、主債務者に代わって支払をする義務を負うことを約束する契約をいいます。



さらに保証契約の中には連帯保証契約と言われるものもあります。一般的な保証契約は、主債務者がその債務の支払が履行できない場合に保証人の支払の義務が発生しますが、連帯保証契約は保証人が主債務者と同様に扱われるため、主債務者の支払の可否に関わらず債権者が保証人に支払を求めたり、財産の差押ができたりする契約となっています。今回の改正は連帯保証契約も含めた、保証契約全般に関する改正となっています。

主債務者の支払能力	保証人への債務請求	
	保証契約（一般）	連帯保証契約
あり	不可	可
なし	可	可

## 2. 改正内容

保証契約に関する改正内容のポイントは次の2点です

### 1) 上限額（極度額）の定めのない個人の根保証契約は無効になります。

根（ね）保証とは、保証契約をする時点においてどれだけの金額を保証するのかが分からない（契約書に記載がない）保証をいいます。

○根保証契約の例

①子供の就職に際し、子供が就職先の会社に損害を与えた場合の賠償を親が保証する

②社長が取引先との間で自社の責による損害を与えた場合の賠償を保証する

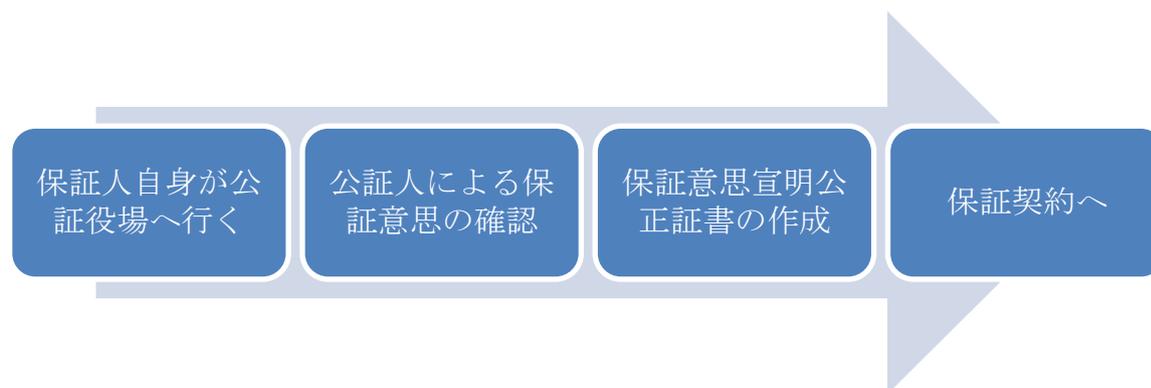
等

上記のケースにおいて上限額の設定がない場合、その契約は無効となり、保証人は債務の支払義務を負うことはありません。

### 2) 公証人による保証意思確認手続が新設されます。

個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経ることが義務化されます。この意思確認手続を行わない場合、その契約は無効となります。

保証意思の確認は保証人になろうとする者本人が公証役場を訪れて（代理人不可）手続きをする必要があります。



保証意思確認のプロセス

これまで、主債務者から「迷惑はかけない」「名前だけ貸してほしい」などと言われて、安易に保証人を引き受けた結果、莫大な債務を肩代わりすることになったり、自宅不動産などを差し押さえられたりなどといった事例が数え挙げればきりがありません。今回はこうした

保証のリスクに対応した、保証のトラブルを未然に防ぎ、保証人を保護するための改正となっています。

(参考：法務省 HP 総務課)



## V. 身元保証書の確認をしましょう

今号の記事でもご紹介していますが、民法改正によって2020年4月1日より、保証契約のルールが変更になります。これにより、採用時の入社書類として使用することの多い「身元保証書」の内容も変更が必要な場合があります。

### 1. 「身元保証書」とは

企業が採用・入社の際によく使用される書類の一つに「身元保証書」があります。

身元保証書とは採用される人物の親族や知人が

①その人物の経歴や出自等に間違いがな

いことを確認し、

②あわせて本人の過失による会社への損

害賠償の保証をする

旨を約する書類です。

様式は決まったものはありませんので、企業によって多少違います。また①か②、どちらか一つの保証を目的としている場合もあるようですが、概ね右の様式例のような内容のものになっています。

### 2. 民法改正の影響

今回の改正により、上限額（極度額）の定めのない対個人の保証契約（根保証契約）は無効になります。

身元保証書も保証契約の一つですから、様式例のように保証額の定めのない場合は、無効となってしまいます（別掲「保証契約のルールが改正されます」をご参考ください）。

お使いの様式を確認いただき、**保証額の定めがない場合は上限額の記載をするよう、様式の変更を行って下さい。**

#### ○身元保証書の様式変更例

前記様式を旧様式とした場合は、項目1の部分に極度額を記載すればOKです。

- 1、上記の者が故意または重大な過失により、貴社に対し損害を与えたときは、身元保証人として、上記本人と連帯して賠償の責を負い、貴社にご迷惑をおかけいたしません。  
**なお、保証に際しての極度額は〇〇円とします。**

平成 年 月 日

身 元 保 証 書

株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇 殿

現住所 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 平成 年 月 日

貴社が上記の者を雇用するにつきましては、私は、下記のとおり、貴社に対して、その責任に任じます。

- 上記の者が故意または重大な過失により、貴社に対し損害を与えたときは、身元保証人として、上記本人と連帯して賠償の責を負い、貴社にご迷惑をおかけいたしません。
- 本保証期間は5年間とします。保証期間は自動的に更新しません。

以上、印鑑証明書を添えて、本書を差し入れます。

身元保証人住所 \_\_\_\_\_

身元保証人氏名 \_\_\_\_\_  
(続柄 ) \_\_\_\_\_

なお、身元保証書の場合は事業用の保証契約ではないため、保証意思の確認手続きまでは必要ないと思われます（今後法務省の見解等により、必要になる可能性もあります）。

### 3. 施行前に契約された身元保証書の有効性について

法務省より「改正法は施行後に新規に契約したものから適用されるのが原則」との見解が出されており、2020年4月1日以前に契約された根保証契約は定められた保証期限まで有効となります。

### 4. 上限額の設定について

保証額の上限をいくりに設定したらよいかについてですが、身元保証書についての法務省からの見解などはなく、明確な回答が出ていない状況です。したがっていくらで設定しても、保証人が了承するのであれば問題はないわけですが、労働問題を多く担当されている弁護士の向井蘭氏によると、身元保証書の場合は「過去の判例でも全額保証までは認められていない、金額的にも1千万は無理だろう、数百万とれば良い方、百万とか2百万位ではないか」ということだそうです。

身元保証書は営業部門や経理部門など金銭を扱う部署などにおけるリスクマネジメントの一つとして有効な書類と思われます。改正法施行日までにお使いの様式を是非ご確認ください。

（総務課）



## VI. 働き方改革など、ポイントチェックを

今年もいよいよまとめの時季となりました。本年4月より施行された働き方改革法に関する進捗はいかがでしょうか。働き方改革法及び通常の労働時間の管理について、中小企業が押さえておかなければならない重要ポイントを5つあげました。今年のもまとめとしてチェックし、できていない項目については来年ぜひ改善をしましょう。

労基署の調査の場合、必ずチェックされる項目です。

#### 【チェック項目】

	項目	YES	NO
1	すべての従業員が年次有給休暇を5日以上取得している。		
2	年次有給休暇付与日数を従業員ごとにきちんと管理している。		
3	管理職や裁量労働制が適用される人を含むすべての従業員の労働時間をタイムカードなどで管理している。		
4	残業が必要なので36協定を締結し、届出している。		
5	時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。		

#### 【チェック項目の説明】

1. 1年間に5日の有給休暇が取得できている従業員はよいですが、取得できていない場合は、従業員に取得時季の希望を確認し、できるだけ希望を尊重するようにして

会社が有給休暇の時季を指定します。

2. 会社は、従業員ごとに管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。その際、「時季（取得した日）」「取得日数」及び「基準日（付与した日）」の3つは必須記載事項です。
3. これまでは、労働基準法による“割増賃金を適正に支払うこと”を目的に労働時間の把握が通達により規定されていましたが、働き方改革では、安全衛生法による従業員の“健康管理”が目的のため、割増賃金の対象でない管理監督者も含むすべての人の労働時間の把握が義務化されています。
4. 36（サブロク）協定とは、正式には「時間外・休日労働に関する協定届」と言います。労働基準法代36条により、会社は法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働及び休日勤務などを命じる場合、労働者代表などと書面による協定を結び労働基準監督署に届け出ることが義務付けられています。  
「2020年4月以後の期間のみを定めた36協定」から、届出用紙が新様式に変更されます。
5. 1年単位の変形労働時間を採用している場合は、月42時間、1年間320時間の範囲内となります。また、繁忙期などで限度時間を超える労働が必要な場合には「特別条項付きの36協定」を届け出れば、限度時間を超えた延長時間の設定ができます。ただし、超える回数は、年6回以内など制限があります。

（総務課）



## Ⅶ. 会社の将来を考える—承継、廃業 判断のポイント—

### 社長、あなたの会社は最後どうするのですか？(廃業について)

帝国データバンクの今年1月のレポートによれば、全国の社長の平均年齢は59.7歳（前年比+0.2歳）となり、過去最高を更新したとのこと。長野県の社長の平均年齢は60.6歳。今後、この会社をどうするか…多くの社長が“待ったなし!”。間違いなく、会社の将来を真剣に考えなければならない時期を迎えていると思います。

一つの選択肢として会社を自分の代で止めて、廃業する方法があります。しかし、これからお伝えする留意点を見て頂くと、簡単には廃業はできないことが分かると思います。…そうかと言って、都会で働いている子供や孫、または近い親戚や自社の役員に仕事を譲るにしても、果たして上手く行くのか？そもそも今の商売に「将来性」があるのか…？社長の頭に疑問がどんどん湧き、その延長線として、誰か第三者に事業を譲渡することも“アリ”かもしれないと思ってみます。しかし、その具体的方法も分からず、果たして当社にそんな魅力があるのか(?)等々。…悩んだ挙句 会社に対する愛着もあり“思考停止!”…続きは、またこの次ということにして、この件を先延ばししてしまうことになる社長が多いのではないのでしょうか。



## 廃業する際の留意点

エイワ税理士法人のグループには「榊英和コンサルティング」という会社があり事業承継や廃業等について、其々の会社に合ったアドバイスをさせて頂いています。そこで、今回は廃業についてどう考えたらよいかについて、いくつかの留意点をお伝えしようと思います。

通常、廃業を選択する場合は、いつ廃業するかというタイミングの見極めが最も重要です。そのタイミングを見極めるため、当社の実態が「いま、どうなのかを下記の項目毎に考えてみてください。もし、自社の廃業が容易でないことが分かれば、別の手段を考えることとなります(今回は紙面の関係で倒産のケースについては触れていません)。

### 【ベースとなる判断(留意点)】

原則1 (全ての負債を払えること)	・廃業を選ぶには、自社の資産と負債の状況を確認し、資産の方が多く、自社の負債(銀行借金、買掛金など)を全部、支払うことができることが絶対条件です。 ※実際には、銀行借入を一括で返済できない場合は、廃業は難しいと考えるのが普通です。不動産が多くあっても処分には、かなり時間が掛かりますし、在庫は換金しようとしてもほとんどが二束三文です(債務の一部について返済(決済)できない場合は、廃業ではなく、倒産になると考えてください)。この判断が難しいようなら、会計事務所等の専門家に相談してください。 ※会社の当座資産だけでは無理だが、保険解約金や、社長や家族の個人預金を加えることで、会社の全債務を払い終えることが出来るということであれば「すっきり廃業」の可能性もあります。
原則2 (家族の同意と協力)	・廃業後、今までのような収入が無くても、家族が生活していけることが絶対に必要です。特に精神面でも家族の理解と協力が必要です(今後、別収入(例:年金等)で生活していけるかを確認ください)。社長が65歳を超えると、まず、別の会社で働くことは難しいのが実態です。

加えて次に記載した「関係者別の留意点」についてもチェック頂きたいと思います。

### 【関係者別の留意点】

商取引先 (仕入先)	・仕入先にとって当社の廃業の影響が大きい場合は、安易に考えず十分に検討することが必要です。特に取引量と金額、当社が抱える買掛金の決済が重要です。取引が大きいと、相手企業の存亡をも左右します(取引先も同じ)。加えて、万が一、廃業の際に一部でも買掛金が払えない場合や、決済が遅れる場合等については、社長個人が将来の分割弁済を約束することなども考えなければなりません。しかし、承諾は得られないことが多いです。 ※最終的には倒産に移行するような可能性のある廃業は賛成しません。事前に専門家(税理士や弁護士等)に相談することが大切です。
商取引先 (販売先)	・販売先に対しては、今後商品やサービスを提供できないことで、相手会社に大きな影響が出ないことが大切です。また、販売先から予定している売掛金を回収できていると思っただけで、売掛金の回収を確実にするため、販売先に同業他社を紹介するなど考える必要があるかもしれません。特に、取引額が大きな先には特段の配慮が必要です。

従業員 役員	<p>・従業員は子供のような存在であり、廃業の判断では、一番に頭を痛める相手になります。労働契約法では、使用者による従業員解雇が許されない場合として、「解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を乱用したものとして、無効とする」と、規定しています。つまり経営不振企業が経営の合理化を目的として人員の削減をする場合を想定し、法で解雇を制限しています。但し、会社そのものが消滅する場合は解雇が認められます。実際には、廃業を決断したときの社長の義務は、社員への説明・協議義務だけとなります。いずれにしても、社長はどこかの段階で従業員に「なぜ廃業するのか」を伝えなければなりません。</p> <p>・従業員に再就職の可能性のあるのか、退職金や失業保険で当面は生活が出来るかなども考えてあげることが大事です。また、実務として、解雇通告は1か月前までに行うことが必要です。また退職金規定に沿った退職金が払えるか？ も計算してください。未払給与がある場合は、できる限り早く、全額を支払う必要があります。※トラブルになりそうときは弁護士や社会保険労務士に相談すべきです。また、実務的には離職票等の発行事務等も必要となるため、専門家に相談してください。</p>
大家(賃貸借の不動産がある場合)	<p>・賃貸借契約を見て、契約解除する際の条件を確認しておくことが大切です。解約は何か月前に予告すべきか、家賃の滞納がないか、明け渡しに原状回復義務があるか、敷金や保証金の返還を予定できるか、など 事前に確認することが必要です。</p>
個人債権者(親戚・友人)	<p>・社長の親戚や友人は、死ぬまで付き合いなければならない相手です。借入がある場合は特に、迷惑を掛けないことです。その意味で、重い相手です。因みに返済資金が足りず、一部返済のカットをお願いする場合や分割返済のお願いは安易に考えず、事前に弁護士等に相談して話をするべきです。個人債権者から廃業の情報が洩れることが多いものです。※尚、借入を完済できる場合は、良き相談相手になってくれます。</p>
借入している金融機関	<p>・廃業を選択し、借入を全額すっきり返済できるとすれば、廃業のことを銀行に話しても問題なく、神経質になることはありません(しかし、借入金の一部でも返済ができないような状況では、廃業は基本的に不可能であり、倒産となります)。 ※倒産については弁護士に相談することになります。</p>
国	<p>・税金や社会保険料の未払いが無いのであれば、廃業に際し、国の機関に対しては特別に事前相談する必要はないと言えます。但し、税金や社会保険料が滞納している場合は、払わないことは許されません。もし、未払いが生ずる場合は、分納を申し出て、少しずつ払い、そのうえで廃業手続を進めていくしかありません。尚、税金を分納もせずほったらかしにしていると、預金や売掛金を差し押さえてきますので、注意が必要です。</p>

### 余った財産の分配について

資産と負債を整理し、資産が余った場合には、その分を株の持ち分に応じて株主に分配することになります。分かりやすく言えば、会社の全財産を処分・換金し、全ての負債を支払った後、清算の決算申告をして、貸借対照表の純資産の部に残った資産の分配をすることになります。これを、「残余財産の分

配」といいます。但し、ここで注意してほしいのですが、今 現在 経営をしている会社の社長兼株主が純資産を残余財産と考えて廃業したとき、その全額を手に入れられると考えがちですが、実際には、そうならないことを少しお話しさせていただきます。

実際には、解散における残余財産の分配については、資本金を超える部分(みなし配当部分)の分配は、会社は剰余金の配当と同等と考えられることから、会社法上の配当ではありませんが、20.42%の源泉所得税を徴収する必要があります。尚、株主に対して、支払調書を送付することも大切です(1株当たりのみなし配当額を記載する)。



続いて株主(ここでは個人株主を想定)は受け取った配当金について所得税が掛かります。この税金計算は、①配当と②株の売買に分けて考えなければならず、①は総合課税、②は分離課税となります。残余財産の分配金が多いと、税負担も大きくなります。非上場会社から受け取る「みなし配当」には既に 20.42%の源泉所得税と復興特別所得税が課されていますので、個人の株主はその年の確定申告で所得税からそれを控除できます。

いずれにしても、業績が良好だった会社の株主兼社長が、廃業を決め、残余財産の配当を期待し、多額の配当が受け取れると思っていたとしても、実際にはかなりの額の税金を支払う場合が多いので、覚悟してください。

尚、廃業する会社の内部留保が大きい場合の節税対策として廃業に絡め、役員に退職慰労金を出し、退職所得控除を使い節税するという方法が有効ですが、これも税理士などへ相談し、確認してください。

### 最後に

悲観的にならないため申し上げておきたいのですが、廃業は会社や事業の終わりですが、社長個人の人生や家族従業員の始まりでもあり、廃業も前向きな選択だと思います。ただし、素人判断は禁物です。事前に専門家に相談し、これからあなたの会社をどうするかを決めることが大切です。

(英和コンサルティング)

## 編集後記

事務ニュースも早いもので、本年最後となる 12 月号の発刊となりました。今年の事務所ニュースはいかがでしたでしょうか。

編集スタッフにとりましては、皆様からの「表紙の写真が楽しみ」「〇〇の記事が役立った」といったお声に励まされながらの 1 年でした。今年もご愛読いただきまして誠にありがとうございました。

来年も新たなスタッフで引き続き事務ニュースをお届けしてまいりますので、宜しく願い申し上げます。

どうぞよいお年をお迎えください。



# 事務所カレンダー



12月	28日(土)	反省会・大掃除
	29日(日) ~	年末年始休業(1月5日まで)
1月	10日(金)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	11日(土)	営業日
	20日(月)	源泉税納期特例納付期限
	25日(土)	営業日
	31日(金)	会議・研修日
2月	1日(土)	営業日
	15日(土)	営業日
	17日(月)	個人確定申告開始
	29日(土)	営業日
3月	3日(火)	会議・研修日
	7日(土)	営業日
	14日(土)	営業日
	16日(月)	個人確定申告期限
	28日(土)	営業日



◆毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
◆会議・研修日	・会議: 午前9:30 ~ 11:00頃まで
	・研修: 午後1:00 ~ 4:30頃まで



※ 朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎできませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。

なお、緊急の場合はお知らせください。